

# 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

日田市立南部中学校

# 学校いじめ防止基本方針

## 目 次

### 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1	基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	学校及び職員の責務	3

### 第2 いじめの防止等のための対策

1	基本的な考え方	4
2	いじめ防止のための組織	4
3	いじめの未然防止	5
4	いじめの早期発見	6
5	いじめに対する措置	7

### 第3 重大事態への対処

1	重大事態への対応	10
2	学校による対処	10

## 第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、全ての児童生徒に関係する問題である。

本校では、校訓「向学・規律・剛健」を具現化し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取組、社会に貢献できる人間を育成することを目標とし、将来、郷土「日田」を支える人材を育成し、礼儀作法や夢を実現するために努力する児童生徒、自他を大切にし、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育て、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を行う。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、  
その学校の実績に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策  
に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 いじめの定義

### ( 定 義 )

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。  
なお、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (3) いじめの認知  
特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (4) 「物理的な影響」とは  
身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (5) 具体的ないじめの態様 (例)
- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
    - ・ 身体や動作について不快なことを言われたり、言葉遣い、発音等について執拗に真似する
    - ・ 存在を否定されたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
    - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離される など
  - ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
    - ・ 強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
    - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返され、遊びと称して対象の子が技をかけられる など

- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
    - ・ 脊かされ、お金を取られる
    - ・ 靴に画鋲やゴミを入れられる、写真や鞄、靴等を傷つけられる など
  - ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
    - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
    - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
    - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
  - ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
    - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
    - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
    - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など
- (6) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあっては、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権に関する知的理 解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識を持って真摯に取り組む必要がある。

### 2 いじめ防止のための組織

#### (1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するため、「南部中学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

#### (2) 組織の構成員

組織の構成員は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、クラス担任等複数の教職員のほか、必要に応じて、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (3) 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

#### ① 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・ 学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例等を P D C A (Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)) サイクルで検証する。
- ・ 組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
- ・ 組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめに対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。

#### ② いじめの相談及び通報への対応

- ・ 児童生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。

#### ③ いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有

- ・ 些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報を集約のうえ共有化を図る。

#### ④ いじめ事案に対応するための会議開催と報告

- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は速やかに緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
- ・ 重大事態発生時並びに教育委員会の支援等を必要とする事案の報告。

#### ⑤ いじめを受けた・行った児童生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携

- ・ 関係ある児童生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者と連携した解決指導並びに情報提供を図る。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 基本的考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることによって、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

## (2) いじめの防止のための措置

### ①人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

### ②道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実践する。
- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

### ③体験教育（活動）の充実

- ・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・ボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

### ④授業における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、生徒たちの学び合いを保障する。

### ⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者懇談会等の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・育友会の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、

児童生徒が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したり、躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知することが必要である。

## (2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する。

児童生徒及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるほか、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、学校を中心とした地域総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) ネット上いじめへの対処

- ・ これから的情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、総合学習など様々な機会を利用し、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求める。
- ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、教職員間の情報共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

## 5 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行うことが大切である。

なお、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応に当たる。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、この場合、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

いじめの発見、通報を受けた場合、学校に設置された「南部中学校いじめ防止等対策委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って日田市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や日田市教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意し、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

特に、いじめられている児童生徒の気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消をほかの児童生徒に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要となる。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児

童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールサポーターや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた児童生徒の心理、原因については、

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。
- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童生徒のはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等を踏まえつつ、いじめたとされる児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター、福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、日田市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校に設置している「南部中学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、調査の公平性・中立性を期するためスクールカウンセラーや等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールソーターなどの外部専門家を加えた「南部中学校いじめ調査委員会」を設置し、調査及び事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、日田市教育委員会が設置する「日田市学校問題支援チーム」や県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム」等に対し解決に向けた支援、助言を求める。

### 2 学校による対処

#### (1) 調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、たとえ不都合なことがあっても、学校がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために調査であると認識し、学校は、「日田市学校問題支援チーム」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しつつ事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

アンケート調査等の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童生徒または保護者に提供する場合があることを調査に先立ち在校生やその保護者に説明する等の措置をとること。

(3) 調査結果の報告

重大事態について学校が実施した調査結果は、日田市教育委員会に報告する。いじめを受けた児童生徒または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて日田市教育委員会に報告する。

(4) 学校の設置者である日田市教育委員会が調査の主体となる場合

日田市教育委員会の指示の下、「日田市学校問題支援チーム」への資料の提出など、調査に協力する。